

第 83 類 各種の卑金属製品

注

- 1 この類において卑金属製の部分品は、本体が属する項に属する。ただし、第 73.12 項、第 73.15 項、第 73.17 項、第 73.18 項又は第 73.20 項の鉄鋼製品及びこれに類する物品で鉄鋼以外の卑金属製のもの（第 74 類から第 76 類まで又は第 78 類から第 81 類までのものに限る。）は、この類の物品の部分品とはしない。
- 2 第 83.02 項において「キャスター」とは、直径（タイヤ部分がある場合には、これを含む。）が 75 ミリメートル以下のもの及び直径（タイヤ部分がある場合には、これを含む。）が 75 ミリメートルを超えるものにあつては取り付けられている車輪又はタイヤの幅が 30 ミリメートル未満のものをいう。